

都道府県・ 政令指定都市名	大分県
------------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	生活環境部 県民生活・男女共同参画課
担 当 職 員 数	4 人 (専任 3 人、兼任 1 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	大分県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日・根 拠	平成 13 年 4 月 1 日 根拠: 大分県男女共同参画本部設置規定(訓令甲)
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	大分県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 6 月 1 日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 18 年 4 月 ~ 23 年 3 月		
名 称	おおいた男女共同参画プラン(改訂版)		
改 定・見 直 しの 予 定 時 期	平成 23 年 3 月 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	大分県男女共同参画推進条例	
	公 布 日	平成 14 年 3 月 29 日	
	施 行 日	平成 14 年 4 月 1 日 全部 平成14年6月1日	
	改 正 日	平成 21 年 3 月 30 日	
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容	ドメスティック・バイオレンス防止に係る規定の追加、県民及び事業者からの苦情申し出制度の創設	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成	年 月
制定等について検討中(あれば、具体的に)			
特に検討していない			

調査時点コード	1	平成22年4月1日	2	平成22年5月1日	3	その他:平成22年3月31日
---------	---	-----------	---	-----------	---	----------------

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	22 年度まで	40 %	年度まで	%	年度まで	%
根 拠	おおいた男女共同参画プラン(改訂版)					
対象となる審議会等の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第180条の5により設置されている委員会等 ・法律又は条例により設置されている審議会等 ・要綱等により設置されている委員会等 					
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (89)	うち女性委員を含む審議会等数 (89)		
	延総委員等数	(1,581)	延女性委員等数 (643)	女性比率 (40.7)		
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (50)	うち女性委員を含む審議会等数 (50)		
	延総委員等数	(1,038)	延女性委員等数 (432)	女性比率 (41.6)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	3	委員会等数 (34)	うち女性委員を含む審議会等数 (33)		
	延総委員等数	(690)	延女性委員等数 (200)	女性比率 (29.0)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	委員会等数 (9)	うち女性委員を含む審議会等数 (9)		
	延総委員等数	(58)	延女性委員等数 (15)	女性比率 (25.9)		
目標値以外の目標設定						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ○・非公表)・無 ○・作成予定有				
	人材名簿が有る場合	掲載人数	388 人 (平成 17 年 4 月現在)			
	その他	人材育成事業の実施の有無 有 ○・無 ○ 委員の公募 有 ○・無 ○ その他 []				

(*) 平成22年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの
(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)管理職の在職状況

調査時点コード ① 平成22年4月1日 2 平成22年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

Table with 7 columns: 管理職総数 (人), うち女性管理職数 (人), 女性比率 (%), 部局長クラス (人), 次長クラス (人), 課長クラス (人). Rows include 本庁, 支庁・地方事務所, 全体, 再掲.

(2)女性公務員の採用状況

平成21年4月1日～22年3月31日

Table with 4 columns: 級別 (上級, 中級, 初級, 全体), 総数 (人), うち女性数 (人), 女性比率 (%). Rows include うち警察本部.

(3)女性採用・登用のための措置

※実施しているものに○をつけてください。

Form with 6 numbered items for measures to promote female employment, including target setting and organizational adjustments.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Form for facility details including name (大分県消費生活・男女共同参画プラザ), location, management, staff, and main activities.

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	なし	基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

1. 民間団体の組織化(2)へ
2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
7. チャレンジ支援ネットワーク
8. その他 (主な事項:

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 名称等: 大分県女性団体連絡協議会	加盟団体数	24団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	会 員 数	
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	<input type="radio"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="radio"/> 2. 機関誌の発行 <input type="radio"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="radio"/> 4. その他 (内容:)		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催
2. 市町村職員研修会の開催
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 (名称:)
(交付先:)
7. その他 (内容: 街頭キャンペーンの実施、講座の共催)

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	21年度予算 (千円)	22年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	84,058	87,074	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0131 %	0.0147 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

14 平成22年度実施予定事業

実施予定事業の内容		※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会			
・ 男女共同参画チャレンジ支援ネットワーク会議	「女性のチャレンジ支援」に関する総合的な支援のあり方の検討ほか	14人	6月、10月
・ 大分県男女共同参画審議会	男女共同参画に関する重要事項を審議	20人	7月、8月、10月、12月
2. 広報啓発			
・ 機関誌の発行	事業の内容・募集及び各種行事等の周知を図るため、「アイネスホット通信」を年11回発行		6月～3月
・ HP開設及びリニューアル	HPによりアイネスの事業及び行事の周知を図る		通年
・ 男女共同参画街頭キャンペーン	街頭で相談カード・チラシ等の配布		6月
・ 女性に対する暴力をなくす運動街頭キャンペーン	街頭で相談カード・チラシ等の配布		11月
・ アイネス男女共同参画ウイーク2010	講演会、ワークショップ、映画講座、パネル展	600人	6月25日～7月3日
3. 講座			
・ 次世代女性リーダースクール	地域等における女性リーダーの育成講座(全6講座)	50人	7月～9月
・ 男女共同参画地域・企業・若年者・団塊向け啓発講座	男女共同参画の理解向上のため対象別に啓発講座を開催	1,000人	4月～3月
・ キャリアデザイン講座	高校、大学でのキャリアデザイン構築の必要性等啓発	1,500人	7月～2月
・ 女性の再就業支援セミナー	・ キャリアアップセミナー ・ 企業見学会・企業交流会 ・ 多様な働き方学び講座 ・ フォローアップ・キャリアカウンセリング ・ 合同会社説明会	30人×4市 20人 15人 3人×4市 120人	9月～10月 10月 11月 11月～12月 12月
・ 女性の生き方応援セミナー	「女性のための法律講座」と「女性のためのこころ・からだ健康講座」	200人(延べ)	8月～12月
・ 緊急雇用女性の就業支援事業	・ スキルアップ講座(文書作成、表計算等) ・ 経済的に困難な女性のためのパソコン講座 ・ 女性のチャレンジ相談・就業支援事業の充実・強化	50人 15人 1人	7月 6月 5月～3月
・ 若者向けDV啓発講座	高校生、大学生、高校教員向けDV予防啓発	2,000人	5月～(全20回)
・ DV被害者地域支援者養成講座	地域におけるDV被害者の支援活動を行う人材の養成	100人(延べ)	10月～12月
4. 相談事業			
・ 女性のチャレンジ相談	再就職や起業を志す女性に対して情報提供や助言を実施する		通年
・ 女性総合相談、男女共同参画についての申出	女性全般に係る相談及び条例に基づく届出の事務処理		通年
・ DV相談	DV相談員による相談		通年
・ 緊急雇用女性の就業支援事業	女性のチャレンジ相談・就業支援事業の充実・強化		5月～3月
5. 情報収集・提供			
・ 展示情報コーナーの設置	男女共同参画等に関する資料、図書等の閲覧及びパソコンの利用		通年
・ 図書、視聴覚教材等の貸出し	男女共同参画等に関する図書、ビデオの貸出し		通年
6. 苦情処理			
・ 女性総合相談、男女共同参画についての申出	女性全般に係る相談及び条例に基づく届出の事務処理		通年
7. 交流促進			
・ あいねす・きらり・ねっと	女性のチャレンジを促進するため、業種や年代を超えたネットワークづくり		通年(月1回)
・ アイネス男女共同参画ウイーク2010	講演会、ワークショップ、映画講座、パネル展	600人	6月25日～7月3日
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性の権利110番	女性の権利全般に関する弁護士の相談		6月
・ DV防止啓発研修(NPOとの協働によるDV啓発)	DV被害者の発見や、初期段階で相談に携わる医療関係者等に研修を実施	300人	9月
・ 働く女性等のためのステップアップ支援	実践的かつ世代間のニーズに即したキャリアアップなどの支援事業を実施		5月～3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他			
・ 働きたい女性のための託児サービス	託児サービスの実施		通年(毎週火・木曜日)
・ IT学習支援	ITに関する学習の場の提供		通年(毎月第2・第4木曜日)
・ 大分県女性のチャレンジ賞表彰	様々な分野で活躍する女性を表彰		3月
・ 大分県男女共同参画推進事業者顕彰	働きやすい職場づくりの模範となる事業所を顕彰		3月
・ 「おおいた男女共同参画プラン」見直し	「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」の策定		3月
・ 男女共同参画情報ネットワーク整備	男女共同参画の分野で活躍する個人・団体情報の最新情報を収集・整理		
・ 学校関係者向けDV被害者対応マニュアル	DVに関する知識の周知等のためのマニュアル作成		

都道府県名	大分県
-------	-----

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成22年4月1日現在	平成22年5月1日現在	その他:平成22年3月31日現在	○
-------------	-------------	------------------	---

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	女性	○	男性	任期:平成	19	年	4	月	28	日	～	23	年	4	月	27	日
※該当する方に○をつけてください																	
副知事	2		人	(女性	人、	男性	2								人)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成22年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、22年3月に内閣府が把握したものを下記に掲載しております。

新たに追加・変更・廃止等ございましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入していただけますようお願いいたします。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 都道府県防災会議	45	3	6.7	
2 国土利用計画地方審議会	16	4	25.0	
3 土地利用審査会	6	3	50.0	
4 都道府県交通安全対策会議	23	2	8.7	
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	43	17	39.5	
7 精神医療審査会	15	6	40.0	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9 都道府県医療審査会	18	4	22.2	
10 准看護師試験委員	7	4	57.1	
× 11 麻薬中毒審査会				
12 地方社会福祉審議会	26	10	38.5	
13 地方障害者施策推進協議会	20	7	35.0	
14 国民健康保険審査会	9	3	33.3	
× 15 都道府県農業共済保険審査会				
16 都道府県森林審議会	13	6	46.2	
17 都道府県建設工事紛争審査会	10	3	30.0	
18 建築審査会	7	3	42.9	
19 都道府県建築士審査会	7	2	28.6	
20 都道府県都市計画審議会	20	3	15.0	
21 開発審査会	7	3	42.9	
22 私立学校審議会	12	5	41.7	
23 石油コンビナート等防災本部	26	2	7.7	
× 24 公害健康被害認定審査会				
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
× 26 都道府県児童福祉審議会				
27 地方港湾審議会	20	7	35.0	
× 28 土地区画整理審議会				
29 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
30 スポーツ振興審議会	20	7	35.0	
31 介護保険審査会	20	8	40.0	
32 道府県固定資産評価審議会	10	3	30.0	
33 感染症診査協議会	33	2	6.1	
34 警察署協議会	123	54	43.9	
35 土地収用事業認定審議会	5	2	40.0	
36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	9	3	33.3	
37 国民保護協議会	56	7	12.5	
38 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
× 39 市街地再開発審査会				
× 40 都道府県職員委員会				
× 41 市町村合併推進審議会				
× 42 自然再生協議会				
43 公益法人等認定審議会	5	2	40.0	
44 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
45 留置施設視察委員会	4	1	25.0	
46 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	21	0	0.0	
合計	690	200	29.0	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委員会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 教育委員会	6	2	33.3	
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	4	1	25.0	
5 公安委員会	3	1	33.3	
6 都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7 収用委員会	7	2	28.6	
8 海区漁業調整委員会	6	2	33.3	
9 内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合計	58	15	25.9	